平成２２年（フ）第１８１１号
京都府城陽市平川大将軍17番地の１　ドマーレ服部307号室
債務者　野村　陽子（債務発生時の姓関口）
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１１号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地26　503
債務者　小倉　麻矢
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１９号
京都市東山区大黒町通正面下る塗師屋町592番地１　ヴィラ東山３Ｂ
債務者　竹内伊三次
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２０号
京都市東山区大黒町通正面下る塗師屋町592番地１　ヴィラ東山３Ｂ
債務者　竹内かほる
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７０号
京都市中京区西ノ京永本町６番地　永本荘２棟７号
債務者　上村　元子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７８７号
兵庫県加古川市平岡町新在家２丁目264番地の11　ときわ荘201号、従前の住所神戸市中央区花隈町３番８―101号
債務者　Ａ．Ｋ工房こと　東　　薫
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９３号
京都市伏見区醍醐合場町18―３、住民票上の住所京都市山科区御陵大津畑町49番地１
債務者　西森　晃之
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９７号
京都市南区東九条柳下町17番地　コーポ10　２Ｂ号室
債務者　中辻　太志
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１６号
京都市下京区七条御所ノ内北町93番地　グランドメイソンセブン303号
債務者　吉田奈知子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８８号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中１丁目26番地
債務者　黒木　康宏
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０５号
兵庫県姫路市網干区坂上465番地３
債務者　山本　晴樹
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９２４号
兵庫県姫路市亀山１丁目59番地　グローバル姫路南304、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区細江384番地１
債務者　坂東　晃宏
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９２５号
兵庫県姫路市亀山１―59　グローバル姫路南304、住民票上の住所兵庫県姫路市田寺東３丁目17番７号
債務者　坂東まどか（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９４１号
兵庫県加古川市東神吉町砂部97番地　レオパレスＩＳＡＢＥ206号、従前の住所兵庫県高砂市曽根町2384番地の７
債務者　園田　達真
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６２５号
広島市安佐南区沼田町伴9000番地　特別養護老人ホーム友愛園内、住民票上の住所広島市安佐南区伴東８丁目70番29号
債務者　大本　　優
法定代理人成年後見人　大本壽満子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５６号
広島市中区橋本町２番19―602号
債務者　黒川　浩二
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５３号
広島市安佐南区長束西２丁目21番４―201号
債務者　松浦　光明
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　広島地方裁判所民事第４部